

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 設置の経緯

会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進む中、監査の信頼性を疑わせる事件が世界的に発生し、監査の公正性と信頼性の回復が強く求められていた。我が国においても、公認会計士監査制度の充実・強化を目的として、平成15年5月に公認会計士法が改正され、平成16年4月に「公認会計士・監査審査会」が設置された（P36 資料1－1 参照）。

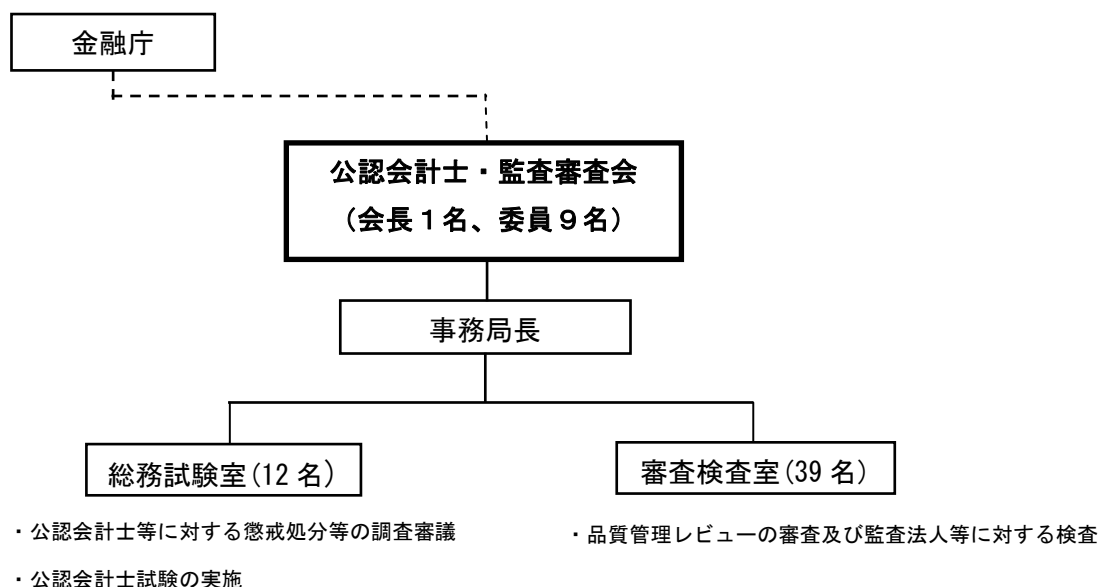
2. 組織

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長及び9名の委員により組織される合議制の行政機関である（P38 資料1－2 参照）。

会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣により任命され、原則として在任中その意に反して罷免されず、独立してその職権を行使することとされている。会長及び委員の任期は3年とされており、平成19年4月には委員の一部交替が行われた。

審査会には、その事務を処理するため事務局が置かれ、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験の実施を担当する総務試験室と、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査業務の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。）の審査及び監査法人等に対する検査を行う審査検査室からなっている。発足時の事務局の定員は40名であったが、その後の検査官の増員等により平成20年度の事務局の定員は、総務試験室12名及び審査検査室39名の51名となっている。

《公認会計士・監査審査会組織図（平成20年度定員ベース）》



3. 業務の概要

審査会が行う業務には、「協会による品質管理レビューに対する審査及び検査」、「公認会計士試験の実施」及び「公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議」があり、審査会は、これらの業務を通じ、我が国における監査の信頼性を確保し、その質の向上を図ることにより、我が国資本市場の公正性・透明性の確保に努めている。

なお、審査会は、平成 16 年 4 月から平成 20 年 6 月までに計 116 回開催され、平成 19 事務年度には 25 回開催されている（P39 資料 1－3 参照）。

（1）品質管理レビューに対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき、協会から品質管理レビューの報告を受けてその内容の審査を行い、必要に応じ検査を実施することとされている（P42、43 資料 1－4、1－5 参照）。

（参考）品質管理レビュー

品質管理レビューは、監査業務の質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が公認会計士又は監査法人が行う監査の品質管理の状況をレビューし、必要に応じ改善を勧告し、改善状況の報告を受けるものである。協会による自主規制として平成 11 年 4 月から実施されていたが、平成 15 年に成立した改正公認会計士法によって法定化された。

具体的には、原則として 3 年に一度（協会が必要と認めた場合は 2 年に一度）、公認会計士法をはじめとする法令、監査基準等及び協会の会則・規則並びに監査事務所の内部規程等への準拠状況を事後的にレビューしている。

① 審査

審査会は、協会から品質管理レビューに関する報告を受け、主として、協会について品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているか、監査事務所についてその監査業務が適切に行われているかを確認する。

審査の過程において、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、協会又は監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

② 検査

審査会は、審査の結果、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認める場合、または、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認める場合には、公認会計士法に基づき、協会、監査事務所、監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

検査を終了したときは、審査会において審議の上、検査対象先に対して検査結果を通知する。

③ 勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、公認会計士法に基づき、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について、金融庁長官に勧告する。

④ 外国監査法人等

平成 19 年 6 月に成立し、平成 20 年 4 月 1 日に施行された改正公認会計士法では、発行する証券が日本市場で広く流通している外国会社等に監査証明業務を行う外国監査法人等に対し金融庁への届出を求めており、審査会は、必要があると認める場合には、外国監査法人等に対し報告徴収及び立入検査を実施することができる。

(参考) 法令上の根拠

協会の品質管理レビュー並びに審査会の審査及び検査に関する法令上の根拠は次のとおりである。

(1) 協会の監査業務の運営の状況調査の実施・報告

- ① 監査業務の運営の状況調査の実施 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 1 項
- ② 当該状況調査の結果の審査会への報告 公認会計士法第 46 条の 9 の 2 第 2 項

(2) 報告徴収

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項
- ③ 対外国監査法人等 公認会計士法第 49 条の 3 の 2 第 1 項

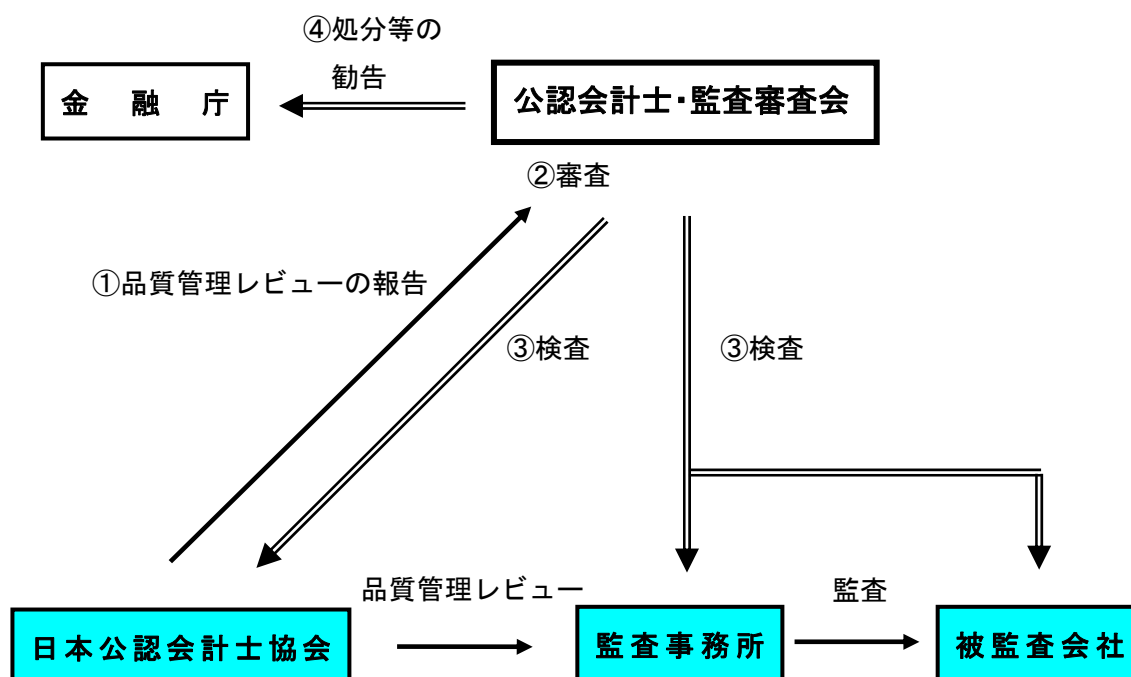
(3) 検査

- ① 対協会 公認会計士法第 46 条の 12 第 1 項
- ② 対監査事務所 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項
- ③ 対被監査会社等 公認会計士法第 49 条の 3 第 2 項
- ④ 対外国監査法人等 公認会計士法第 49 条の 3 の 2 第 2 項

(4) 金融庁長官に対する勧告 公認会計士法第 41 条の 2

上記の公認会計士法の規定による権限は、同法第 49 条の 4 第 2 項及び第 3 項等の規定により、金融庁長官から審査会へ委任されている。ただし、協会、監査事務所等に対する権限は、協会の行う品質管理レビューの報告に関して行われるもの及び業務の運営の状況に関するもの（監査事務所が品質管理レビューを受けていない等の場合）に限られている。

《審査及び検査の概要》



(2) 公認会計士試験の実施

審査会は、公認会計士法に基づき、公認会計士になろうとする者が、必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、毎年、公認会計士試験を実施している。

試験は全国11の都道府県で行われており、試験の立会等の公認会計士試験の執行は、全国の財務局等が行っている。

(注) 公認会計士として業務を営むためには、公認会計士となる資格を有しなければならない。公認会計士となる資格を得るためには、公認会計士試験に合格することが主たる要件となる。

公認会計士となる資格を有する者が、協会に備える公認会計士名簿への登録を受ければ公認会計士となり、監査業務のほか、公認会計士の名称を用いて、財務書類の調製等を行うことを業とすることができる。

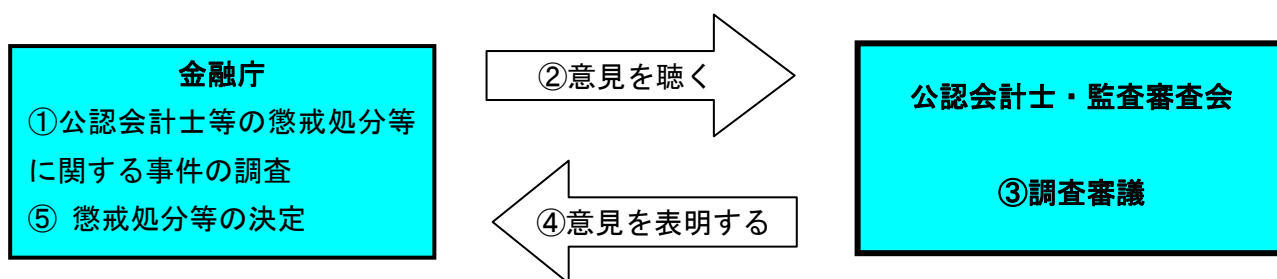
(3) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

審査会は、金融庁長官から公認会計士・監査法人等の懲戒処分等に関して意見を求められた場合に、調査審議を行っている。具体的には、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定（処分の重さ）の妥当性について検討を行い、金融庁長官に対して意見を表明している。

(注1)「懲戒処分等」は、公認会計士、監査法人等が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合や、公認会計士等が公認会計士法等に違反した場合や、業務の運営が著しく不当と認められる場合等に課される。

(注2)懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行うこととされている。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合や、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会による調査審議は不要とされている。

《調査審議の概要》



(4) 諸外国の関係機関との協力

企業活動や投資活動の国際化に伴い、会計・監査の国際化が進んでおり、各国の監査監督機関は、国際的な監査の品質の確保・向上に努めている。

こうした中、監査市場を巡る環境や監査監督機関の活動等に係る情報共有等を目的として「監査監督機関国際フォーラム(IFIAF)」が設立され、平成19年3月に第1回会合が東京で開催された。その後、平成19年9月、カナダのトロントにおいて第2回会合が、平成20年4月にノルウェーのオスロにおいて第3回会合が開催されており、今後とも半年毎に開催される予定である。

このほか、審査会は、各国の監査監督機関等と個別に会合等を実施するなど、国際的な監査の品質の向上に向け、各国当局との協力関係の構築・充実に努めている。